

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780025

研究課題名(和文) 国際安全保障法秩序の検討：集団安全保障体制の現代的意義

研究課題名(英文) A Study of International Security Order: the Contemporary Significance of Collective Security

研究代表者

山本 慎一 (Yamamoto, Shinichi)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50583275

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題遂行の結果、国際的な平和活動についての情報収集を行い、その潮流を整理して分析を行った。さらに国際平和活動の実施において法的に重要な意味合いを有する国連憲章の第7章について、その法的性格を明らかにすることで、集団安全保障体制の意義を検討した。また、研究期間中に成立した日本の平和安全法制にも焦点を当て、特に国際平和協力法制に着目しながら国際平和活動の潮流に照らして分析を行った。

研究成果の概要(英文)：As a result of this study, I've collected the cases of international peace operations and considered the current situation. In addition, I've studied the significance of collective security by elucidating the legal status of Chapter VII of the United Nations Charter, which is an important for the practice of international peace operations. I've also focused on '2015 Japanese military legislation' and studied the current situation of international peace operations, in particular paid attention to Japan's legislation for International Peace Cooperation.

研究分野：国際法学

キーワード： 集団安全保障 国際平和活動 国際安全保障 国連平和維持活動 PKO 憲章第7章 平和安全法制 国際平和協力

## 1. 研究開始当初の背景

国際連合（以下、国連）の安全保障理事会（以下、安保理）が決議を採択し、武力行使権限を授権することによって組織される多国籍軍型軍事活動は、1991年の湾岸多国籍軍を端緒としており、歴史的には新しい事象といえるが、多くの国際安全保障分野の研究者の関心を惹起してきた。主たる学問上のアプローチは、国際法学や国際政治学、国際関係論の視座からなされる。

本研究課題では、多国籍軍型軍事活動の20年間の実践を振り返り、その過程で議論が沸いた人道的介入論や「保護する責任」論、大量破壊兵器の拡散防止やテロリズムへの対応といった国際動向を踏まえ、地域機構やPKOとの関係性も考慮に入れて、集団安全保障体制を中心とした国際安全保障法秩序の考察を進めることを意図している。

自身がこれまで公表してきた研究成果は、特に2000年代後半以降に現出した事例のフォローや、国際社会における規範意識の変化、とりわけ「保護する責任」論を踏まえた議論を十分に掘り下げるには至っていない。また、安保理の授権行為の憲章上の位置づけは示したものの、授権の名宛人となる機会が増えて役割を増大させつつある地域機構との関係性の整理が急務であり、さらに集団安全保障体制の現代的な位置づけを探るうえで、国連憲章起草時の議論との比較研究にまでは及んでいない。自身のこれまでの研究成果は、本研究課題を進めるうえで不可欠な基盤として位置づけられる重要なものであるが、学術的かつ社会的意義をより深化させるためには、上記の課題を踏まえて一層の研究の発展が必要なため、今回の課題を実施するに至った。

## 2. 研究の目的

本研究で明らかにしたいポイントは、次の3点である。第1に、1991年から2011年の20年間にわたる多国籍軍型軍事活動の分析と評価である。すでに2006年までの研究蓄積は有しているが、さらにアップデートを行い、個々の事例の考察を深めるだけでなく、全体を俯瞰して捉えることで、集団安全保障体制に関わる現実の国家実行の態様を明らかにする。

第2に、人道的介入論から「保護する責任」論への展開、そして大量破壊兵器の拡散防止やテロリズムへの対応といった、2000年代以降の国際的な議論の潮流を辿りつつ、それが国際法規範、特に国際安全保障法秩序に及ぼす影響を与えてきたのかを考察する。

第3に、これらの考察を踏まえて、多国籍軍とPKOとの関係性や授権行為における地域機構の位置づけを整理する。これらにより、現代の国際安全保障法秩序がいかに構築され、実践・展開されてきたかを描き出し、国

家実行として現出している様々な国際平和活動の文脈から、集団安全保障体制の現代的な位置づけとその意義を解き明かす。

多国籍軍型軍事活動は、1991年に展開した湾岸多国籍軍に始まり、その後も中東・アフリカ地域やバルカン地域を中心に実行が積み重ねられてきた。安保理の授権行為には定式化がみられるが、多国籍軍の活動態様は一様ではない。近年の傾向として、一国内の治安の回復または維持がその任務に加えられ、PKOとの連携や地域機構の積極的な活用が試みられるようになってきている。

こうした現実の動きに対し、20年間に及ぶ多国籍軍型軍事活動を網羅的に取り上げて分析を行う本研究は、PKOに比べて多国籍軍の概念の不明瞭さ故に合法性や正統性が疑問視され、研究蓄積も多くはなかった従来への認識を修正し、国際平和活動の一環として、国際の平和と安全の維持のために有効な紛争処理手段の一つとして認識されうる機会を提供する。そして有益な事例研究の蓄積によって、日本の国際平和協力政策のあり方に対しても議論の素材を提供するものとなる。

また、こうした現実の国家実行をもとに、集団安全保障体制をはじめとする国際安全保障法秩序の形成態様や、国際法規範に及ぼす影響を分析する本研究は、学界における研究の発展にも貢献しうるものである。

本研究を通じて、日本の学界のみならず政策現場や市民の間においても、多国籍軍の役割や、国際安全保障の秩序維持の仕組みに対する理解が一層深まることが期待される。

## 3. 研究の方法

本研究の遂行にあたっては、研究の内容と進捗を3年間かけて年度毎に区切り、段階的に研究を進めていく計画を立てた。まず平成26年度は、多国籍軍型軍事活動の展開事例のアップデートを行うとともに、「保護する責任」論等の国際的な議論の動向が、その間の事例に与えた影響を考察するものであった。

具体的には、平成26年度は、まず前半を第1期として、20年間にわたる多国籍軍型軍事活動の展開事例のアップデートを中心にを行い、これまでの研究蓄積を一層深化させる。第2期は、第1期で収集した各種の事例を概観し、人道的介入論や「保護する責任」論、そして大量破壊兵器の拡散防止やテロリズムへの対応といった近年の議論が、集団安全保障体制の実行、とりわけ多国籍軍の組織化にどのような影響を及ぼしてきたのかという視点を中心に据えて考察を進める。

平成27年度は、前年度の研究成果を踏まえて、授権の法的性格について、20年間の多国籍軍型軍事活動の実行を踏まえて検討を予定していた。

具体的には、平成27年度は第3期と第4期を連続して、安保理の授権行為の分析に注力する。従来研究成果で安保理の授権行為

の憲章上の位置づけは検討しているが、申請者の論拠を補強するために、憲章起草過程の議論を丹念に調査する。そして前年度の研究成果を踏まえ、20年間にわたる多国籍軍型軍事活動の実行において、授權行為がどのような意味合いを有していたかを明らかにし、集団安全保障体制の現代的な位置づけを、法制度的な側面から考察していく。

平成28年度は、地域機構の役割や授權行為との関係性、そして多国籍軍とPKOとの関係性についても考察し、全体の研究成果を総括して集団安全保障体制の現代的な位置づけを論じる予定であった。

具体的には、平成28年度の前半は、まず第5期として、前年度に進めた授權行為の分析をさらに発展させて、地域機構に対する授權に焦点を絞り、その法的性格を検討していく。特にEUやNATO、AU等の機構が、近年多国籍軍を主導する例が増えている点に着目し、地域機構に対する授權の意義や当該機構の果たす役割、また直面している課題について、これまでの研究では十分に議論が尽くせなかったところを補っていく。さらに、地域機構に対する授權行為の法的性格については、各種事例における安保理決議の態様と、地域機構の活動実態を整理しながら、平成26年度および27年度の研究内容を補完していく計画であった。その方法として、研究方法は、国連文書や政策文書および先行研究の文献読解を中心とした文献調査を基本に、各種文献では十分に明らかにならない点や一層掘り下げた検討が必要な事項について、国内外の実務家や研究者への聞き取り調査および資料収集を含めた現地調査を実施する予定であった。

しかし実際には、本研究課題の遂行期間において、平成27(2015)年9月に日本で平和安全法制が成立し、平成28(2016)年5月には南スーダンから自衛隊が撤収する動きもあり、日本の国際平和協力法制上大きな変化があった。そこで急遽この点に関する法制度の分析が必要になったため、当初の計画を変更し、補助事業延長申請も実施した上で、文献資料の収集と読解、そして政府関係者との意見交換を交えながら研究を進めた。

#### 4. 研究成果

上記の通り、国内外の情勢変化によって研究計画を軌道修正したため、国際平和活動の潮流については情報収集を続けながら分析を行い、2017年公開の論文に一部は反映させることができた。集団安全保障体制に関わる研究成果も、2015年公開の論文と2017年公開の書評において、本研究課題で得られた成果を盛り込むことができた。学会発表としても、2件の研究会発表に加えて、1件のセミナー報告のほか、防衛法学会および日本国際政治学会において研究発表を実施した。

また、いわゆる論文や学会発表ではないも

の、本研究課題の遂行で獲得した知見を活かし、日本国際政治学会2015年度研究大会(2015年11月)の部会15(兼・市民公開講座)「集団安全保障の展開と現状」と、日本国際連合学会第19回研究大会(2017年7月)の《研究報告》「変革期における人道支援の課題」において司会を務めた。さらに、国際安全保障学会2016年度年次大会(2016年12月)の分科会3「国内紛争への視座」と、グローバル・ガバナンス学会第10回研究大会(2017年5月)の部会6「岐路に立つ国連システム」において討論者を務めた。

他方で、当初計画を立てていたこれまでの多国籍軍型軍事活動を包括して研究書にまとめる計画が進展せず、近年の国際的な平和活動の動向をフォローするのと、日本の国際平和協力法制の課題を分析するタスクを抱えることになった。さらに新たな研究上の課題として、自衛隊と外国軍隊との連携・協力の法的枠組みおよび海外派遣時の地位協定上の課題などの研究課題が浮上したため、今後も継続的に今回の研究課題の延長線上で、残された課題の研究を進めていく予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

1. 山本慎一「国際平和活動の潮流と日本の国際平和協力法制 平和安全法制の整備に至る議論を踏まえて」『防衛法研究』第41号、2017年9月、21-44頁、査読無し。

〔学会発表〕(計5件)

1. 山本慎一「南スーダンの複合的危機における法制度的枠組みの考察 国際レベルと日本の比較を通じて」日本国際政治学会2017年度研究大会、安全保障分科会II、2017年10月28日、於：神戸国際会議場。

2. 山本慎一「国際平和活動の潮流と国際平和協力活動の展望 平和安全法制の整備を踏まえて」防衛法学会平成28年度秋季研究大会、2016年11月13日、於：拓殖大学。

3. 山本慎一「国際平和活動の潮流と国際平和協力活動の展望 平和安全法制の整備を踏まえて」国際法研究会、2016年10月29日、於：京都大学。

4. 山本慎一「国連憲章第7章の法的性格 安保理決議の検討を通して」国際法研究会、2015年10月3日、於：京都大学。

5. 山本慎一「安全保障理事会の役割と平和維持活動の展開」国連大学グローバル・セミナー第30回湘南セッション、2014年9月、於：湘南国際村。

〔図書〕(計2件)

1. 山本慎一【書評】佐藤哲夫著『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』(有斐閣、2015年) 日本国際連合学会編『多国間主義の展開(国連研究 第18号)』国際書院、2017年7月、243-248頁。

2. 山本慎一「国連憲章第7章の法的性格 安保理決議の検討を通して」神余隆博・星野俊也・戸崎洋史・佐渡紀子編『安全保障論 平和で公正な国際社会の構築に向けて (黒澤満先生古稀記念)』信山社、2015年、105-130頁。

〔その他〕

ホームページ等

「香川大学法学部 山本慎一研究室」

<<http://www015.upp.so-net.ne.jp/syamamoto/index.html>>

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 慎一 (YAMAMOTO SHINICHI)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：50583275